

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 2 日現在

機関番号：11101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380069

研究課題名(和文) 日米におけるフランチャイズ契約規制に関する法的研究

研究課題名(英文) Legal Research on Franchising Regulation in the U.S. and Japan

研究代表者

長谷河 亜希子 (HASEGAWA, AKIKO)

弘前大学・人文学部・准教授

研究者番号：00431429

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：日米のフランチャイズ(FC)規制の現状を分析し、日本のFC規制への示唆を得ることが本研究の目的である。研究の柱(1)は、FC本部による優越的地位の濫用問題(判例分析)であり、第2の柱(2)はFC加盟者の事業者性を巡る日米の判例分析である。両者は大きく関連している。第一に、FC本部がシステム変更等を一方的に決定し、加盟者からの交渉要求に応じないこと、第二に、FC加盟者は本部の指示に従わなければFC契約を解約される。従って、加盟者は事業者性が希薄で、その立場は労働者並みに弱いことから、加盟者の団体交渉力の確保がFC紛争解決の仕組みを検討する上でも重要である。

研究成果の概要(英文)：The subject of this research is analyzing the franchising regulation and cases in Japan and the U.S. to get hints for making Japanese regulation improved. For this subject, (1) I analyzed cases of the abuses of a superior bargaining position by a franchisor in Japan, (2) I analyzed cases in which the issue is whether a franchisee is a labor or not. (1) is closely connected with (2), because a franchisor decides unilaterally to change franchising systems etc. and a franchisor reject to negotiate them with its franchisees, besides if a franchisee would not comply with demands from a franchisor, the franchising contract will be terminated, so the character of a franchisee is very close to a labor and its position is very vulnerable. Therefore we have to take into account of franchisees' collective bargaining power to make an effective conflict resolution system.

研究分野：経済法

キーワード：フランチャイズ 独占禁止法 優越的地位の濫用

1. 研究開始当初の背景

今日、何らかのビジネスを拡大する際に、フランチャイズ (FC) ・システムが利用されることが多くなっている。それに伴い、日本のみならず、諸外国でも FC 紛争 (FC 本部と加盟店間の紛争) が増加傾向にあることから、それら問題解決を目的とする FC 規制法が増えつつあり、世界の約 3 分の 1 の国では FC 法が制定されているとされる。そのような中、日本ではいまだに FC 法が制定されていないことから、諸外国とりわけ米国の FC 規制の状況、判例を分析することにより、日本における FC 規制及びその紛争解決手法・制度構築へのヒントを得たいと考えた。

2. 研究の目的

FC 紛争の多くは、FC 契約締結過程における、本部の説明不足や欺瞞的な説明の違法性について争うケースと、本部の行為が、独占禁止法 (独禁法) 上の優越的地位の濫用 (日本の場合) に該当しうようなケース、すなわち FC 本部がその地位を利用して加盟店に対して不当な不利益を押し付けるようなケースとに分かれるが、本研究では、とりわけ を主たる分析対象とした。

のような FC 問題について考える際に、FC 加盟者の性質及び置かれている状況について深く検討することが必要であると考えた。というのも、 のような問題が生じる背景として、第一に、FC 本部がシステム変更や新システム等の導入を一方向的に決定し、加盟者が交渉を要求しても一切交渉に応じない場合が珍しくないこと、第二に、FC 加盟者は本部の指示に従わなければならない、さもなければ、FC 契約を解約されるという問題がある。

すなわち、加盟者は経営における裁量の余地がほとんどなく、極めて事業者性が希薄で、その立場は労働者並みに弱いことから、団体交渉力を確保することが必要な存在である。にもかかわらず、加盟者は事業者とされているため、本部に交渉を拒否されると加盟者らはなすすべがないという現状である。

このような状況を受けて、近年、日米で増加しているのは、FC 事業者は、果たして本当に事業者と言い切れるのか、実は労働者に該当するのではないかと、という問題を争点とする係争 (とする) である。

この、日米で生じている FC 加盟者の労働者性に関する係争は、次のような違いがある。日本では、労働組合法が適用される労働者に該当するか否かが争点となっているが、米国では、被用者に該当するか否か (即ち、最低賃金、労働時間規制、社会保障制度等のいわゆる労働基準法の保護対象となる労働者性) が争われている。このように日米で法律構成は若干は異なるが、背景には の問題の背景として上記に挙げたような、FC システムに共通する同様の問

題が横たわっている。そこで、これら の問題を並行して分析することで、より効率的な FC 問題の解決策を探ることが本研究の主目的である。

3. 研究の方法

分析対象の大きな柱 (1) は、優越的地位の濫用問題が関連する日本の FC 訴訟の分析である。これは、さらに、 コンビニの代行収納業務等の強制の差止および深夜営業の強制差止訴訟 (独禁法 24 条訴訟) と、本部によるコンビニの見切販売の制限が優越的地位の濫用行為に該当するとして、加盟者が本部に損害賠償を請求した訴訟とに分類できる。もう一つの分析の柱 (2) は、FC 加盟者の事業者性に関する日米の係争分析である。

4. 研究成果

(1) FC 紛争における優越的地位の濫用行為の立証方法の問題

FC 本部による FC 加盟者に対する優越的地位の濫用行為を巡る訴訟の分析によって浮き彫りになった重大な問題は、加盟者の立証負担の問題である。とりわけ、代行収納業務及び深夜営業の強制差止訴訟 (上記の の訴訟) を分析すると分かることだが、利益と不利益の比較衡量に依拠しての優越的地位の濫用の認定は困難を極める。利益と不利益になりそうなものを延々と秤にかけ続けることになり、おそらく裁判官も判断がつかかねるのであろう、明確な認定を避けている。

もう一つは、加盟者側の証拠収集の難しさである。すなわち、FC ビジネスにおいては、証拠が FC 本部側に偏在している。FC 本部が各店舗を巡回する指導員 (スーパーバイザーなど) にどのような指示を出していたかは、メールなどのデータ (いわゆる「ソフトデータ」) が入手できない限り、立証できない。これは、製造物責任訴訟や公害訴訟、薬害訴訟に類似する問題であり、以前の米国のヒアリングでも、ディスカバリー制度なしに加盟店が訴訟に挑むのは無理だと指摘されている。

加えて、裁判官が本部の「指導・援助」の範囲をかなり広範囲にとらえている (かなりの恫喝を伴うような本部の行為もこの範囲に入るとする) ことも、加盟者の立証責任が加重される一要因となっている。

(2) FC 加盟者の労働者性

日米ともに、事業者とされている者の労働者性及び被用者性は、その者の実態を分析することにより判断されている。すなわち、FC 加盟者の実態を見れば、その労働力は加盟店の経営に不可欠なものとされて相当時間の拘束を受けている。加えて、経営における加盟者の裁量は極めて狭く、さらに、常に解約をおそれざるを得ない (そ

れによって仕事・財産等、全てを失う)立場に立たされるなど、極めて事業者性が希薄で、その立場は労働者並みに弱いといえる(後日、岡山及び東京の労働委員会においてFC加盟者は労働組合法上の労働者との判断が出ている。現在中央労働委員会に計億注。米国の訴訟はいまだ地裁に係属中である)。

(3) 諸外国における優越的地位の濫用規制
独禁法上の優越的地位の濫用規制は日本や韓国に特有の規制とされてきたが、そうとは言い切れない。例えば、米国やオーストラリアにおいて、非良心的行為の規制がFC法に盛り込まれている。

米国の場合は、コモン・ローのほか、州などの自動車ディーラー法に非良心的法理が規定されている。オーストラリアの場合は、オーストラリア競争・消費者法に盛り込まれており、FC本部による非良心的行為に対して、オーストラリアの競争当局(ACCC)が法適用した事例が蓄積されつつある。

これらの規制は、日本の優越的地位の濫用規制と同様に、その相対的な取引上の地位(強さ)に着目し、それを利用して相手方に不当な不利益を課す行為を規制している。

フランスも相対的経済力の濫用行為の規制を、近年導入した。中国でも、優越的地位の濫用規制の導入が現実的になる等、諸外国でも優越的地位の濫用規制への注目とその必要性が高まっていると言えるだろう。

(4) 今後の展望

一つには、米国以外の諸外国のFC規制の分析を深めて、さらなる知見を得る必要がある。例えば、オーストラリアでは、FC法の強化改正を繰り返している。その際、毎回大きな焦点の一つとなるのが、効率的な紛争解決手法の模索である。韓国では、紛争調停院にフランチャイズ紛争専門の部署を設けるなど、FC規制のみならず、実際に生じた問題をどのように解決に導くのかまでを念頭に置いた制度設計・法設計を模索していく必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 7 件)

長谷河 亜希子、フランチャイズ本部の濫用行為、日本経済法学会年報 36 号、2015 年 9 月、pp.117~130、査読なし(学会の個別報告を原稿化)。

長谷河 亜希子、セブン - イレブン 25 条訴訟(東京高等裁判所平成 26 年 5 月 30 日判決<LEX/DB25504714>)、TKC・新判例解説 Watch、2015 年 5 月 29 日、<http://lex.lawlibrary.jp/commentary>

/pdf/z18817009-00-120491222_tkc.pdf、後に、速報判例解説編集委員会編『法学セミナー増刊 判例速報解説 vol.17』日本評論社 2015 年 10 月、pp.275~278 に修正版が掲載、査読なし。

長谷河 亜希子、日本もフランチャイズ法制で加盟店の保護を、週刊金曜日 1018 号、2014 年 11 月、pp.24~25、査読なし。

長谷河 亜希子、手数料受領行為強要等差止請求事件(セブン イレブン事件)東京高裁判決平成 24 年 6 月 20 日、公正取引 763 号、2014 年 5 月、pp.54~60、査読なし。

長谷河 亜希子、米国のフランチャイズ規制とその課題、自由と正義(日本弁護士連合会)65 号、2014 年 3 月、pp.54~58、査読なし。

長谷河 亜希子、意見書「米国セブン - イレブンの加盟者らによる労働法の適用を訴える訴訟について」セブン - イレブン加盟店らによる、岡山県労働委員会に対する救済申立てに関連する意見書、https://www.facebook.com/permalink.php?id=1397876703781536&story_fbid=1427027260866480、2013 年 8 月(12 月に修正版を提出)、査読なし。

長谷河 亜希子、韓国フランチャイズ調査報告と日本のあるべきフランチャイズ法制、消費者法ニュース 96 号、2013 年 7 月、pp.268~270、査読なし。

[学会発表](計 1 件)

長谷河 亜希子、フランチャイズ本部の濫用行為とその法規制、日本経済法学会、2014 年 10 月 18 日、富山大学、富山県

[図書](計 件)

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

長谷河 亜希子 (HASEGAWA AKIKO)

弘前大学・人文学部・准教授

研究者番号：00431429

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：